



# 令状実務詳解〔補訂版〕

監修

弁護士、元札幌高等裁判所長官 田中 康郎

編集

東京高等裁判所部総括判事 安東 章  
司法研修所所長代行・判事 河本 雅也  
千葉家庭裁判所所長代行・判事 河原 俊也  
東京地方裁判所第二所長代行・判事 鈴木 巧

■ A5判 ■ 並製 ■ 1408頁 ■ 定価 9,900 円 (本体9,000 円+税10%)

ISBN978-4-8037-4353-1 C3032

本書の特長

**刑事裁判実務の中枢に位置する経験豊富な100名超の判事が執筆！**

警察官、検察官、弁護士、裁判官等、最前線で活躍する実務家に向けて、令状実務全般の最新動向及び現在の到達点を示すべく、実務全般にわたる230講に及ぶテーマを網羅。

**令状実務の伝統的な論点から最新の論争点まで、この一冊に！**

従来の重要論点・判例から、情報処理の高度化や新制度の導入に伴う最新の論争点・判例まで、徹底解説。身近な疑問の解消に役立つだけでなく、更なる知見を得ることができる。

**一問一答形式による、実務に役立つ詳細で分かりやすい解説！**

各テーマにつき「問題→解答の要点→解説」で構成する一問一答形式。論点を簡潔に明示した「解答の要点」を読むことで、問題解決へのポイントを押さえることができる。

内容見本

令和3年改正  
少年法に対応!!

表2 拘留を命ずる裁判官の職権	項目
身柄の状態	逮捕中
被疑者拘留中	「勾留中」(第23条第1項) 「勾留中(在宅令状)」(第24条第1項)
被告人拘留中	「別件勾留中(在宅令状)」(第24条第1項)
在宅	「在宅令状」(第24条第1項)

とあり、起訴状に裁判官の職権拘留を促す記載をする。

**問題2** 起訴前の勾留の裁判に対する起訴後の準抗告の申立ての利益

起訴前の勾留に対する準抗告の申立ての利益は、起訴によってどうなるか。

**解答の要点**

起訴前の勾留の裁判に対しては、起訴後、準抗告の申立ての利益は失わ

れる。起訴前の勾留の裁判に対して起訴後に準抗告を申し立てることがで

きないことはもちろん、起訴前の勾留の裁判に対して起訴前に申し立て

た準抗告の申立ての利益も、同一事実により起訴されたことにより起訴

された準抗告の申立ての場合であっても、失われる。

起訴前の勾留の裁

## 序 改正少年法施行による令状実務への影響について

1 法改正の概要等  
少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号、以下「改正少年法」という)は、本法の条文を引用する場合は、単に条文だけを示す。は、月1日に施行された。

本法は、民法の成年年齢の引下げなど、18歳及び19歳の主体として位置付けられるようになったことなどに鑑み、「特定少年」と呼称し、少年法の適用対象とし、全件送致のしつつも、次の特例を定めた。

- (1) 原則検察官送致対象事件の拡大
- (2) 起訴の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲で
- (3) 勾留の対象からの除外
- (4) 検察官送致決定後における刑事事件の特例の不適用
- (5) 起訴後における推知報道禁止の解除

準が、実体法上一罪の関係にある他の事実(単一性のある事実、すなわち常習一罪、包括一罪、科刑上一罪等の関係にある事実)による再逮捕についても同様に当てはまるかについては、一罪一勾留の原則の適用範囲(本講問題2)等とも関連して議論がある(注14)。詳しくは、本書24及び25講を参照されたい。

また、再逮捕に引き続いて再勾留まで許されるかについては(再逮捕とは異なり)再勾留を想定した明文の規定がないことや、勾留の逮捕に比べて身柄拘束期間が長い(被疑者に対する不利益が大きい)ことなどから、その可否やそれを認める場合の要件等をめぐって更に議論される。詳しくは、本書70講を参照されたい。

### 参考文献

- 本文中に示したもの。
- (注13) 再逮捕が認められる場合の身柄拘束期間等に関する規定等。講等を参照されたい。
- (注14) 小島淳・研修829号13頁等

関連する解説を  
すぐに  
確認できる!

## 注釈付事項索引、判例索引付き!

差入れ (⇒物の授受に関する接見等禁止の一部解除) …… 954
差押許可状 (⇒①差押処分に関する裁判官(裁判官)の令状を「押取令状」といい、裁判所が公判廷外で差押えを行うために発する「差押状」(刑訴106条)と、捜査機関が差押えを行うことを認める「差押令状(差押許可状)」(刑訴218条1項)とがある。同一の機会に行われる捜索と差押えについては、捜索と併せ、1通の「捜索差押許可状」として発付されるのが実務の通例 ②処分の性質上、無体的な情報(電磁的記録であるコンピュータ・データはその一例)は差押えの対象とはならず、対象となるのはそれが記録された有体物(記録媒体であるディスク、印字された紙など)・刑訴218条1項、222条1項、99条1項) …… 858, 890
差押えに代わる処分 (⇒電磁的記録媒体自体の差押えに代えて対象情報のみを取得する代替的執行方法・刑訴110条の2、218条1項) …… 891
差押えの必要性 (⇒令状裁判官が差押えを否定すべき場合「明らかに差押えの必要がないと認められるとき」) …… 713, 781

更に見やすく、  
使いやすくなりました!

検索したい用語がどんな文脈で  
記載されているのかが分かる!



目次裏面参照▶▶▶

### 第1編 捜査・逮捕

#### 第1章 捜査全般

- 1 訴訟条件の欠缺と令状発付の可否 行廣浩太郎
  - 2 死者を被疑者とする令状 行廣浩太郎
  - 3 将来発生する犯罪事実に係る令状発付の可否 足立 勉
- ほか 全18講

#### 第2章 逮捕全般

- 19 別件逮捕・勾留 矢野 直邦
  - 20 任意同行と逮捕の始期 丹羽 敏彦
  - 21 同一事件における再逮捕 榊原 敬
- ほか 全31講

### 第2編 勾留

#### 第1章 勾留全般

- 50 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由 石井 伸興
  - 51 被疑者には罪証隠滅のおそれがあるが、仮に被疑者を勾留しても他の者が同様の罪証隠滅をするおそれがある場合における勾留の可否 石井 伸興
  - 52 逃亡すると疑うに足りる相当な理由 佐藤 正信
- ほか 全17講

#### 第2章 被疑者勾留

- 67 刑訴法 206 条 2 項のやむを得ない事由の意義 柴田 寿宏
  - 68 A 事実で逮捕した被疑者を A 及び B 事実で又は B 事実のみで勾留することの可否 柴田 寿宏
  - 69 捜査官が刑訴規則 148 条 1 項 1 号所定の資料を提供できない場合における勾留の可否 野原 俊郎
- ほか 全33講

#### 第3章 被告人勾留

- 100 刑訴法 280 条 2 項の釈放命令の方式とこれに対する準抗告の可否 戸笈 左近
  - 101 起訴後において、勾留状が失効した後に新たに勾留した場合の勾留期間 中川 綾子
  - 102 第1審無罪判決後の被告人の再勾留の可否等 高橋 康明
- ほか 全13講

#### 第4章 勾留執行停止・勾留理由開示

- 113 勾留の執行停止の要件及び手続等 須田 雄一
  - 114 勾留の執行停止における期限及び条件 須田 雄一
  - 115 勾留執行停止中における被疑者の逃亡を防ぐための措置 戸笈 左近
- ほか 全12講

### 第3編 捜索・差押え・検証

#### 第1章 捜索・差押え全般

- 125 身体検査の限界 鈴木 巧
  - 126 逮捕に伴う無令状捜索差押えの許される範囲 金子 大作
  - 127 承諾による捜索の適法性 河村 俊哉
- ほか 全31講

### 第2章 情報処理の高度化等に対応する捜索・差押え等

- 156 電磁的記録媒体に対する捜索・差押え 川瀬 孝史
  - 157 インターネットプロバイダのメールサーバ内における電子メールに対する捜索・差押え 川瀬 孝史
  - 158 ネットワーク接続コンピュータを対象とする捜索・差押え 岸野 康隆
- ほか 全10講

### 第4編 接見

- 166 裁判所構内における接見 佐藤 卓生
  - 167 接見等禁止の裁判の判断基準 細谷 泰暢
  - 168 接見等禁止の裁判に期限・条件を付すことはできるのか 安永 健次
- ほか 全13講

### 第5編 保釈

- 179 保釈の運用 増田 啓祐
  - 180 勾留状記載の勾留理由については是認できないが、別の権利保釈除外事由がある場合に保釈請求を却下することの可否 平城 文啓
  - 181 保釈請求に当たって勾留状に記載されていない事実を考慮することの可否 岡田 健彦
- ほか 全17講

### 第6編 勾引・鑑定留置等

- 196 勾引 河原 俊也
  - 197 勾引の効力 大川 隆男
  - 198 鑑定留置質問 諸徳寺聡子
- ほか 全7講

### 第7編 抗告

- 204 接見等禁止決定に対して、原裁判の取消しを求める主位的申立てと一部の者との接見を求める予備的申立てがされた場合の処理 平城 文啓
  - 205 併合罪の關係にある複数の被疑事実により勾留請求がされた場合における、勾留の裁判又は勾留請求却下の裁判に対する準抗告 辛島 明
- ほか 全9講

### 第8編 少年・外国人

- 序 改正少年法施行による令状実務への影響について 河原 俊也
  - 211 触法少年等に対する警察の調査 新宅 孝昭
  - 212 観護措置中の少年の取調べ 河原 俊也
  - 213 少年の逮捕についての考慮事由 松原 経正
- ほか 全20講

### 注釈付事項索引—実務・修学への架橋

田中 康郎  
判例索引  
監修者・編集者・執筆者紹介

FAX でのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

\* 令状実務詳解〔補訂版〕

合計 \_\_\_\_\_ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 \_\_\_\_\_ (TEL : \_\_\_\_\_)

\*お申込みは合計部数だけでも承ります。

係名	氏名

係名	氏名

**利用目的** 当社は本申し込みにより収集した個人情報について、商品発送やサービス実施とご案内、お問合せへの回答に利用いたします。**第三者提供** 当社は法令に基づく場合、本人の同意がある場合を除いて個人データを第三者へ提供することはいたしません。**開示請求** ご本人確認の上で、開示・訂正・削除・利用停止の対応をいたします。詳細については、当社窓口よりご連絡ください (https://tachibanashobo.co.jp/help/privacy)。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2  
TEL:03-3291-1561(代表) https://tachibanashobo.co.jp